



神奈川県臨時特例企業税条例の違法性・無効性

神奈川県独自の課税である「臨時特例企業税」が、最高裁判決で違法・無効と判断されました。地方公共団体の制定する条例が、地方税法の趣旨、目的に違反してはならないというものです。神奈川県臨時特例企業税条例については、横浜地裁で無効、東京高裁では逆転して有効、最高裁で再度逆転して無効の判断となりました。今回は、この最高裁判決をご紹介します（平成25年3月21日最高裁・原判決破棄・確定・納税者勝訴・Z999-8316）。

<事案の概要>

A社は、自動車の製造及び販売等を業とする株式会社であり、資本金の額は5億円以上です。本件は、神奈川県臨時特例企業税条例に基づき法定外普通税である臨時特例企業税を課された上告人A社が、本件条例は法人事業税の課税標準である所得の金額の計算につき欠損金の繰越控除を定めた地方税法の規定に違反し、違法、無効であると主張して、納付した臨時特例企業税の還付等を求めた事案です。

<最高裁判所の判断>

最高裁第一小法廷の白木勇裁判長は、次のように判示して、原判決を破棄し、神奈川県の控訴を棄却しました。なお、金築誠志裁判官の補足意見があります。

- ① 地方自治法14条1項は、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて同法2条2項の事務に関し条例を制定することができる」と規定しているから、普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかであるが、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。
- ② 地方税法の定める法定普通税についての規定は、任意規定ではなく強行規定であると解されるから、法定普通税に関する条例において、地方税法の定める法定普通税についての強行規定の内容を変更することが同法に違反して許されないことはもとより、法定外普通税に関する条例において、同法の定める法定普通税についての強行規定に反する内容の定めを設けることによって当該規定の内容を実質的に変更することも、これと同様に、同法の規定の趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものとして許されないと解される。
- ③ 神奈川県臨時特例企業税条例の実質は、繰越控除欠損金額それ自体を課税標準とするものにほかならず、法人事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得の金額の計算につき欠損金の繰越控除を一部排除する効果を有するものというべきであり、欠損金の繰越控除のうち約30%につきその適用を遮断することを意図して制定されたものというほかはない。
- ④ 以上によれば、特例企業税を定める本件条例の規定は、地方税法の定める欠損金の繰越控除の適用を一部遮断することをその趣旨、目的とするもので、特例企業税の課税によって各事業年度の所得の金額の計算につき欠損金の繰越控除を実質的に一部排除する効果を生ずる内容のものであり、各事業年度間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り法人の税負担をできるだけ均等化して公平な課税を行うという趣旨、目的から欠損金の繰越控除の必要的な適用を定める同法の規定との関係において、その趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものであって、法人事業税に関する同法の強行規定と矛盾抵触するものとしてこれに違反し、違法、無効であるというべきである。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 香子）

◇ 以上の判決について詳細（全文・A4版8頁）が必要な方は、送料・実費とも1,500円（税込）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。